

発第137号

令和6年3月8日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」の一部改正について

保管店における現金による当座勘定への入金および当座勘定からの払戻に伴う現金受払において、取引先または受渡先と本行（勘定店）との間の書面の授受について、日本銀行業務オンラインの活用を開始することとしました。

また、保管店における現金受払に関する受渡先から保管店への事前通知の方法（手段）として、ファクシミリ送信、郵送または保管店における手渡しに加え、電子メール送信も可能としました。

これらに伴い、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」の一部を別紙のとおり改正し、本年4月1日より実施することとしましたので通知します。

—— 改正後の細則については、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

—— 本件改正に伴う、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の発券系統書面一覧表」への対象書面の追加や事務取扱上の留意事項等については、本日、日本銀行業務オンラインにより各取引先に通知しております。「日本銀行業務オンラインによる授受対象の発券系統書面一覧表」の一部改正について」（令和6年3月8日付発第138号）をご覧ください。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」中一部改正

- 2. (5) を横線のとおり改める。

2. 現金の受入

(5) 事前通知

イ. 午前および午後の両方の受払の希望に関する通知

受渡先は、保管店における午前および午後の両方の銀行券の受払希望の有無について、勘定店からの別途通知に従い、前月の第3営業日の午前11時までに勘定店に業務オンラインにより通知してください。

日本銀行は、受渡先からの希望の有無の通知を踏まえ、銀行券の受払を午前および午後の両方に行うことが必要と認めた場合には、その旨を前月の15日までに取引先に業務オンラインにより通知します。

ロ. 受入に関する保管店への事前通知（受渡先）

受渡先は、銀行券による当座勘定への入金を行う場合には、前営業日の午後4時までに、銀行券受入依頼書（書式第2号）の写しを保管店にファクシミリ送信、電子メール送信、郵送または保管店における手渡し等（以下「ファクシミリ送信等」といいます）の方法により提出してください。ただし、受渡先が保管店である場合には、上記刻限までに同依頼書の写しを用意することで差支えありません。

保管店における銀行券の受入は、上記刻限までに保管店に銀行券受入依頼書の写しが届いていない場合には、行うことができません。

なお、送信済の銀行券受入依頼書の写しの内容を変更する場合には、速やかに保管店にご連絡ください。

ハ. 受入に関する勘定店への事前通知（取引先）

取引先は、銀行券による当座勘定への入金を行う場合には、前営業日の午後4時までに、当座勘定入金票および銀行券受入依頼書を勘定店に業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し等（以下「オンライン送信等」といいます）の方法により提出してください。

当座勘定入金票の記入に当たっては、右上部余白に「寄託券」と付記してください。

銀行券受入依頼書の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。

- - 
  - 
  - 
  - 
  -
- } 略（不変）

○ 3.（4）ロ. を横線のとおり改める。

### 3. 現金の払出

#### （4）事前通知

##### ロ. 払出に関する勘定店への事前通知（取引先）

取引先は、銀行券による当座勘定からの払戻を行う場合には、前営業日の午後4時までには、当座勘定払戻確認情報記入票および銀行券払出依頼書を勘定店にファクシミリオンライン送信等の方法により提出してください。

当座勘定払戻確認情報記入票には、右上部余白に「寄託券」と付記してください。

銀行券払出依頼書の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。

- - 
  - 
  - 
  - 
  -
- } 略（不変）